

# テロ対策の理論的枠組みの再考 —「原因論と機会論の統合理論」の視点から

小林 良樹\*

## 要旨

本稿では、テロ対策をめぐる様々な学術上の論点を整理し、それらの全体像を俯瞰するための「座標軸」ないし「見取り図」を提供することを試みる。

テロの発生には様々な要素が複合的に関連しており、何らかの一つの要素を普遍的なテロの発生要因と結論付けることは極めて困難である。犯罪学上の「原因論と機会論の統合理論」に基づけば、テロ発生に関連する諸要素は、①攻撃を実行する側に関する要因、②攻撃の標的に関する要因、③攻撃が実行される現場空間に関する要因、の三つの側面から分析することが可能である（①は犯行の「原因」、②及び③は合わせて犯行の「機会」とも言い得る）。

テロ対策に関しても、普遍的に唯一絶対と言える施策は存在せず、個別具体的な事例に応じて、上記の各レベルにおける複数の諸対策を検討・実施する必要がある。さらに、その際には、それぞれの施策の長所・短所及び実効性を冷静に踏まえた上で、適切な施策の包括的な組み合わせを検討する必要がある。

キーワード：テロリズム、テロ対策、原因論、機会論、環境犯罪学、社会的紐帶理論

---

\*博士（学術）、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科特任教授。

## 1 はじめに

本稿の目的は、テロ対策をめぐる様々な学術上の論点を整理し、それらの全体像を俯瞰するための「座標軸」ないし「見取り図」を提供することである。

テロリズム（terrorism、以下「テロ」とする）の原因及びテロ対策の在り方に関しては、既に学術理論上様々な先行研究等が蓄積されている。他方で、これら各種の先行研究は、国際政治学、刑事学、憲法学、社会学、心理学、公共政策学等の様々な異なる学術的アプローチからなされている。こうしたことから、個々の論点の相互の関係性が不明確である場合や、各種の議論が上手く噛み合わない場合も少なくない（Bakker (2015), pp. 75-81）。さらには、テロ対策問題の全体像への認識が欠落したまま特定の見解が強調された結果、誤った認識が一般に広がっているとみられる例も散見される（例えば、「テロの根本原因是貧困である」等の言説）。こうした混乱を避け、より実りのある議論等を展開するためには、テロ対策に関する各種の論点の全体像を改めて鳥瞰することが重要である。

こうした問題意識に基づき、本稿においては、主に犯罪学上の「原因論と機会論の統合理論」に基づき、テロ対策をめぐる様々な学術上の論点を整理し、それらの全体像を俯瞰するための「座標軸」ないし「見取り図」を提供することを試みる。

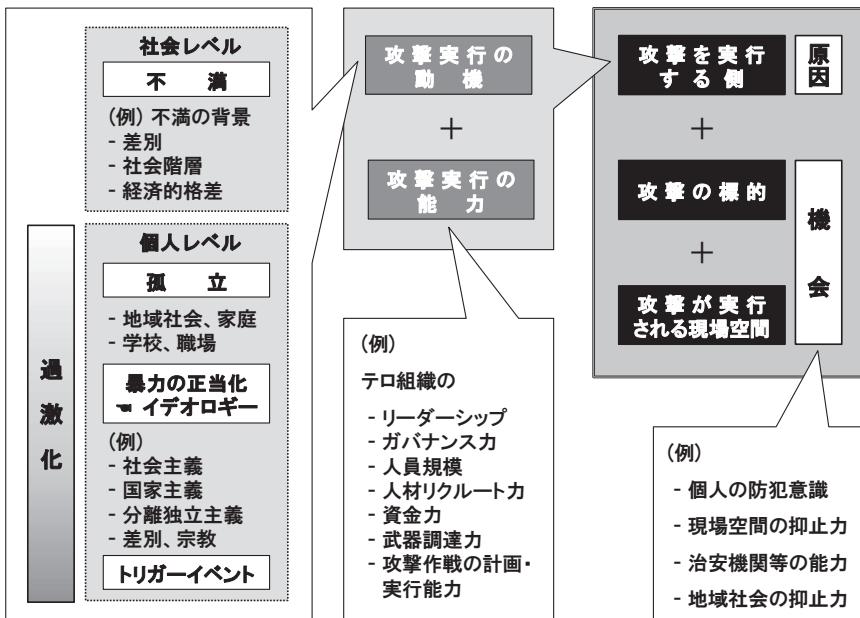
2. では議論の前提として、テロの概念の確認を行う。3. では、テロの発生要因に関する各種の論点の全体像を俯瞰する。4. では、3. での議論を踏まえ、テロ対策に関する各種の論点の全体像を俯瞰する。

## 2 テロの定義

### 2 (1) 総論

学説上、テロの定義については様々な見解が存在しており、現時点では明確な決着は付いていない。実務上では、日本、米国等各国においては法令上の定

図表：テロの発生に関する諸要素



(出典：筆者作成。)

義が存在しているものの、各国の定義は必ずしも同一ではない。さらに、例えば米国においては法令や機関ごとに異なった定義が使用されているなど、一つの国の政府の中でも組織や時期によって異なった定義が存在する例は珍しくない。

## 2 (2) 日本、米国における主な法令上のテロの定義

日本では幾つかの法令においてテロの定義が示されている。最近の例では、ドローン規制法<sup>1)</sup>（2016年（平成28年）成立）第6条や特定秘密保護法<sup>2)</sup>（2013年（平成25年）成立）第12条第2項において「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう」

と定義されている。<sup>3)</sup>

米国においても幾つかの法令においてテロの定義が示されている。代表的なものとして、合衆国法典第18編（※刑法及び刑事訴訟法に概ね相当）の第2331条において「暴力的な犯罪行為又は人の生命に危害を及ぼすような犯罪行為を含む活動」であって「(i)人々を畏怖することを意図するもの、(ii)畏怖や強要によって政府の政策に影響を与えることを意図するもの、(iii)大量破壊・暗殺・誘拐等によって政府の活動に影響を与えることを意図するもの」と定義されている。<sup>4)</sup> ただし、米国の場合、法令ごとに異なった「テロ」の定義が存在する。また、国務省、国防省、国土安全保障省（DHS）、連邦捜査局（FBI）等の公式な文書の中でも機関ごとに様々な異なった定義が使用されている。さらに、同一組織の文書の中でも時期によって異なる定義が使用されている場合がある。<sup>5)</sup>

---

1) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）。

2) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）。

3) 警察庁組織令（昭和29年政令第180号）第40条第1項ではテロリズムを「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう」と定義している。このように日本の各種法令の中でも若干の相違がみられる。

4) “activities that involve violent acts or acts dangerous to human life that are a violation of the criminal laws... (略)... appear to be intended (i) to intimidate or coerce a civilian population; (ii) to influence the policy of a government by intimidation or coercion; or (iii) to affect the conduct of a government by mass destruction, assassination, or kidnapping... (略)” （同条(1)(A)(B)及び(5)(A)(B)）

5) 例えば、合衆国法典第22編（※国務省設置法に概ね相当）の第2656F条(d)では、「政治的動機に基づく意図的な暴力であり、非国家的グループ又は秘密工作員によって非戦闘員に対して実行されるもの (“premeditated, politically motivated violence perpetrated against noncombatant targets by subnational groups or clandestine agents”)」と定義されている。米国的主要な機関のテロの定義については、Hoffman (2017, pp. 32-35) を参照。

## 2 (3) 学説上の主な定義

学説上の定義にも様々なものがあるが、ここでは、米国と欧州のそれぞれの著名な研究者による代表的な定義を紹介する。

米国の研究者であるホフマン (Bruce Hoffman) は、テロを「政治的な変革を目的とし、暴力又は暴力の威嚇を通じて、意図的に恐怖を作り出しこれを利用すること」と定義している (Hoffman (2017), pp. 43-44).<sup>6)</sup> また、オランダの研究者であるバッカー (Edwin Bakker) は、「政治及び社会全体に影響を与えるべく、あるグループに対して暴力を使用することにより恐怖を拡散する手法ないしメカニズム」と定義している (Bakker (2015), p. 43).<sup>7)</sup>

## 2 (4) テロの基本的な要素：最低限のコンセンサス

このように、現時点では、テロに関する統一的な定義は学説上も実務上も存在しない。そうした中で、主要な学説及び主要国の法令上の定義の中ではほぼ共通して含まれている要素としては以下があげられる (Martin (2019), pp. 7-8; Hoffman (2017), p. 43; Bakker (2013), pp. 38-42; Schmid (2012))。

- ① 目的として何らかの「政治的な動機 (political motive)」を持つこと。
- ② 目的達成の手段として、(直接の被害者等のみならず) より多くの聴衆に対する「恐怖の拡散 (spreading fear)」を狙っていること。
- ③ そのために「違法な暴力 (illegal violence)」あるいは暴力による威嚇 (threat of violence)」を利用すること。

すなわち、「政治的な動機、恐怖の拡散、暴力の使用・暴力による威嚇」が概ね学術的なコンセンサスが得られているテロの基本的な要素と言い得る。

<sup>6)</sup> “the deliberate creation and exploitation of fear through violence or the threat of violence in the pursuit of political change” (Hoffman (2017), pp. 43-44).

<sup>7)</sup> “a tool, a mechanism or an instrument for spreading fear by the use of violence against one group of people to impact on politics and society as a whole” (Bakker (2015), p. 43).

それでは、テロと、テロに該当しない犯罪（一般犯罪）の違いは何であろうか。<sup>8)</sup> 例えば、様々な大量殺人事案等の中でテロと一般犯罪を区別する要素は「政治的動機が有るか否か」である場合が少くない。すなわち、大量殺人事件であっても、政治的動機等に基づく犯行ではなく、攻撃対象である個人、組織等に対する個人的な怨恨等に基づく犯行である場合は、学術上のテロの定義には該当しないことになる。政府要人の暗殺事案等も、当該犯行によって恐怖を拡散し、社会全体に政治的変革を起こすことを目的としている場合にはテロに該当する可能性が高くなる。他方で、そうした意図は無く専ら個人的な怨恨等に基づく場合はテロに該当しないと考えられる。

いわゆる暴力団、マフィア等の犯罪組織も、暴力の利用や暴力による威嚇、恐怖の拡散等を行うことは少なくない。しかし、こうした犯罪組織は一般的には経済的利益の獲得等を目的として活動おり、必ずしも政治的動機等を有していない点でテロ組織とは異なると考えられる。なお、テロ組織も活動資金獲得等のために一般犯罪に関与する事例は少なくない。例えば、アフガニスタンのタリバンは薬物の密造・密輸等で多額の資金を獲得しているとみられる。その意味で、テロ組織と一般犯罪組織の活動には重複する部分もあり得る（Hoffman (2017), pp. 38-39)。

### 3 テロはなぜ発生するのか：分析の基本枠組み（図表参照）

#### 3 (1) 総論

各種の先行研究によると、テロの発生には様々な要素が複合的に関連していると考えられる。すなわち、何らかの一つの要素を普遍的なテロの発生要因と結論付けることは極めて困難であるとするのが、現在までの各種の先行研究の

<sup>8)</sup> そもそも、テロと犯罪は相互に排他的な概念ではない。前記のとおりテロの基本的な要素の一つが「暴力の使用または暴力による威嚇」であるとの前提に立てば、テロは原則として違法な犯罪を構成することになる。すなわちテロは原則として犯罪であり、逆に言えば、犯罪は「テロに該当するもの」と「テロに該当しないもの（一般犯罪）」に二分される。

ほぼ一致した見解である（Sandler (2018), p.26; Bakker (2015), pp. 75–81）。（無論、個別具体的な各事案に関して、背景にある主要な要因を解明することはある程度は可能とみられる。しかし、個別具体事案の背景要因の解明と、普遍的なテロの発生要因の解明は別である。）

犯罪発生の分析に関する有力な理論モデルである「原因論と機会論の複合モデル」を応用するならば、テロ発生に関連する諸要素は、①攻撃を実行する側に関する要因、②攻撃の標的に関する要因、③攻撃が実行される現場空間に関する要因、の三つの側面から分析することが可能である（小林（2019），15–25頁）。

当該理論モデルによれば、これらのうちいずれか一つの側面でも充足されなければ、テロは発生しない、あるいは発生の可能性は低下すると考えられる。例えば、十分な意図と能力を備えたテロリストが存在しても、攻撃の標的となり得る人物や施設等が当該テロリストの活動範囲内に存在しなければ、テロは発生しない。また、標的である人物や施設等の周辺（すなわち現場空間）が厳重に警戒されていれば、テロ発生の可能性は相当程度低下すると考えられる。これらの場合には、「テロの根本的な原因となる要素は存在するが、実行の機会が十分になかったことからテロは発生しなかった」と理解することも可能である。

なお、犯罪学においては、上記の①（攻撃を実行する側に関する要因）に主に着眼する立場は「犯罪原因論」とされ、②（攻撃の標的に関する要因）及び③（攻撃が実行される現場空間に関する要因）に主に着目する立場は「犯罪機会論」あるいは「環境犯罪学」とされる（小林（2019），15–25頁）。<sup>9)</sup>

以下では、攻撃を実行する側に関する要因、攻撃の標的に関する要因、攻撃が実行される現場空間に関する要因、の各側面に関して概観する。

### 3 (2) 攻撃を実行する側の要因

攻撃を実行する側の要因は、「攻撃実行の能力」及び「攻撃実行の意図」の二つの側面から分析することが可能である。一般に、このうちいずれか一方が欠

けても攻撃は発生しないと考えられる。例えば、あるテロ組織が日本を標的とする意図を表明したとしても、日本において攻撃を実行し得る十分な能力を欠いていれば実際に日本においてテロが発生する可能性は低いと考えられる。逆に、テロ実行の能力を有している場合でも攻撃の意図を欠いていれば、やはり実際にテロが発生の可能性は低いと考えられる。

### 3 (2) (イ) 攻撃実行の能力

攻撃実行の能力は、個人レベル（個々人のテロリスト）と組織レベル（テロリストが所属するテロ組織）の双方から分析することが可能である。

組織レベルの攻撃実行能力を評価する要素としては例えば、リーダーシップ、ガバナンス力、組織のマンパワー（人員規模）、人材リクルート力、資金力、武器調達力、攻撃作戦の計画・実行能力等があげられる。個人レベルの攻撃実行能力を評価する要素としては、テロ組織による訓練を受けた経験の有無、紛争地域等における実践に参加した経験の有無等があげられる。テロ組織が活動している国や地域の政情不安は、当該テロ組織のリクルート、資金・武器調達、移動、組織内連絡等を容易にし、攻撃実行能力の向上に資すると考えられる。また、近年のインターネット、SNS等のオンライン空間の発達は、テロ組織の広報宣传活动や部内連絡等を容易にし、やはり攻撃能力の向上に資する動向であると考えられる（Forest (2019), pp. 49–51）。

---

9) 犯罪機会論とは「犯罪の機会を与えないことが犯罪の予防（未然防止）の核心である」とする考え方である。すなわち、「犯罪者と非犯罪者との差異はほとんどなく、犯罪性が低い者でも犯罪機会があれば犯罪を実行し、犯罪性が高い者でも犯罪機会がなければ犯罪を実行しない」との前提に基づき、「犯罪対策とは犯行に都合の悪い状況を作り出すことである」とする視点が「犯罪機会論」の特徴と言い得る（大谷(2009)、314頁）。こうした「犯罪機会論」の考え方の前提には「合理的選択理論」、すなわち「犯罪者は『犯罪から得る利益（ベネフィット）を最大にすること』と『犯罪が失敗した時の損失（コスト）を最小にすること』を考慮し、犯罪の有無、方法、場所等を合理的に選択している」との考え方がある（瀬川（1998）、119頁；129頁）。

実際にはこうした要素に関する正確な情報を入手することは容易ではない。テロ対策の実務等においては、過去に当該組織が当該地域において、どの程度のテロ実行あるいはテロ計画の前歴があるか等に基づいて推測・評価される場合もある。

### 3 (2) (口) 攻撃実行の意図

テロ実行の意図は、社会レベルと個人レベルの双方から分析することが必要である。

#### 3 (2) (口) (a) 社会レベル

各種の先行研究によると、「テロ実行の意図」が醸成される背景には、社会における何らかの不当な状況等に対する「不満 (grievance)」が存在する場合が多い (Martin (2019), p.46)。こうした不満が解消されない場合には政府の正統性 (legitimacy) が低下し、状況を変更する手段としての暴力の行使 (テロの実行) を容認する意図が醸成され易いと考えられる (Forest (2019), pp. 45-51)。

こうした不満を生み出す要素としては、各種の差別、それらに基づく社会的格差や経済格差等があげられる (Forest (2019), p. 46; Martin (2019), p.46)。ロス (Jeffrey Ian Ross) の先行研究は、政治的暴力につながる構造的な不満の主要な背景要素として、民族、人種、法制度、政治、宗教、社会、経済の7つを指摘している (Ross (1993), p. 325)。例えば、近年、フランスにおいては「イスラム国 (ISIS)」の過激思想に感化されたアラブ系住民等によるテロが連続して発生した (例えば、2016年7月のニースにおけるトラックを利用したテロ (約80人死亡))。この背景には、同国内のアラブ系住民の間に、社会格差等に対する不満があったとも考えられる。また、近年の米国においては、白人至上主義に基づく極右テロが増加している。この背景には、相対的に地位が低下しつつある白人層の間に「白人コミュニティの将来が他者に侵される」との不安や恐怖感の広がりがあると指摘されている (Forest (2019), p. 199; Martin (2019), p. 191)。

各種先行研究によると、例えば、圧政的な政治体制の国（すなわち、権利自由の保障レベルが低い国）、民主レベルが低い政治体制の国（すなわち、市民が不満を表明する手段が少ない国）においては、国内テロの発生リスクがより高いとみられる（Bjorgo et al. (2019), p. 62; Forest (2019), p. 45）。<sup>10)</sup>

### 3 (2) (口) (b) 個人レベル

前記のような社会レベルの不満等が常に各個人レベルにおける具体的なテロ実行に直結する訳ではない。各個人が実際にテロ攻撃の実行に加担する（あるいはテロ組織に参加する）には、社会レベルにおける不満の存在に加えて、違法な暴力を実際に使用することを正当化するような動機付け（過激化）が各個人のレベルにおいて必要と考えられる（Martin (2019), pp. 56–59）。逆に言えば、同一の環境下に生活している者であっても、一定のプロセスを経て過激化をする者と過激化をしない者の両方が存在する。（数字上ではむしろ、不満を抱きつつも実際のテロ攻撃の実行には至らない（＝過激化しない）者の方が多い。）こうした個人ごとの差異は何故生じるのであろうか。

過激化の原因やプロセスに関しては、主に犯罪心理学の立場から多くの先行研究が蓄積されている（例えば、越智等（2019）等）。しかし、これまでのところ

---

10) 貧困とテロの関係：テロの根本的な要因として貧困が指摘されることもある。確かに、貧困に基づく経済格差等が社会不満を惹起する一因となることは有り得る。しかし、貧困や経済格差が常にテロの根本原因となるとは限らない。各種の先行研究では、テロの発生と貧困の間に直接の因果関係は見出されていない（Bjorgo et al. (2019), pp. 60–61; Sandler (2018), pp. 28–30; Bakker (2015), pp. 108–110）。貧困や経済格差に基づく社会不満がテロの発生に結び付くには、さらに個人レベルでの過激化等が必要である。

他方、比較的裕福な階層に属する者がテロリストとなる例も少なくない。例えば、アル・カイダの創設者であるオサマ・ビン・ラディン（Osama bin Laden）はサウジアラビア有数の富豪一族の出身であった。2016年のバングラデシュにおけるレストラン襲撃テロ（日本人7人を含むを含む約20人が死亡）の実行犯（ISIS関係者）の中には、比較的裕福な家庭出身の学生等が含まれていた。また、2018年現在、テロの被害が最も深刻な国はアフガニスタン、イラク、ナイジェリア、シリア、パキスタンとされる（*Global Terrorism Index 2019*）。これらの国々は必ずしも世界最貧国ではない。

ろ、何らかの普遍的な過激化のパターン等は解明されていない (Martin (2019), p. 49; Lindekilde (2016), pp. 251–252)。<sup>11)</sup>

## ◎ 過激主義思想への接触<sup>12)</sup>

前記のとおり、個人の過激化に関する普遍的なパターン等は特段解明されていない。ただし、ある個人が過激化するに当たっては、何らかの過激主義思想に接触する機会を持つことが契機となる場合が多いと考えられる (Lindekilde (2016), pp. 251–255)。一般に、過激主義思は何らかのイデオロギー（社会主義、国家主義、民族独立主義、宗教等）と結びついている場合が多い。<sup>13)</sup>（ただし、ある特定のイデオロギーが常に過激主義的であるとは限らない。）近年のイス

11) 精神障害とテロの関係：各種の先行研究によれば、精神障害とテロの直接の因果関係等については立証されていない (Bakker (2015), pp. 113–117)。

実際に発生したテロ事案等を見ると、実行犯が精神障害を抱えていたという例は決して少なくない。しかし、そうした状況から直ちに精神障害とテロの関係がある旨を結論付けることは必ずしも適切ではない。なぜならば、精神障害を抱えるもののテロリストとはならない者の数も膨大だからである。すなわち、精神障害を抱える者のグループと抱えていないグループを比較した場合、テロリストとなる傾向に関して双方のグループの間には統計的に有意な差異は特段認められないことが一般的である。

なお、犯罪学の各種先行研究においても、主要な犯罪の危険因子（確率的にリスクを増やす要因）である旨が検証されている事項は、過去の犯罪歴、反社会的交友関係、反社会的認知、反社会的パーソナリティ、家庭内の問題、教育・職業上の問題、物質使用（アルコール、違法薬物等）、余暇活用等である。他方、精神障害、知能等については、犯罪の危険因子である旨は立証されていない (原田 (2015), pp. 120–122)。

12) 過激主義に関し、米国の研究者であるマーティンは「政治見解等において急進的な性質」、「政治的価値の急進的な表現」と定義している (Martin (2019), pp. 3–5)。前記のとおり、テロの基本的な要素とは「政治的な動機、恐怖の拡散、暴力の使用・暴力による威嚇」と考えられる。これに対して、過激主義とは、具体的な暴力行為（あるいは暴力による威嚇）の実行には至っていない「過激な思想そのもの」と言い得る。一般に過激主義は異論（他の思想、主義主張等）に対して不寛容であり、自己の主義主張を実現するべく具体的な暴力行為につながる場合も少なくないと考えられる。こうしたことから、「過激主義はテロの前提要素である」との指摘もある (Martin (2019), pp. 3–5)。なお、過激主義の中でも、自己の主義主張を実現するために異論に対する暴力の行使を積極的に容認する（正当化する）傾向を有するものを特に「暴力的過激主義（Violent Extremism）」と言う場合もある。

ラム過激主義思想に関しては、刑務所やイスラム教関連の教育機関が過激主義思想に接触する場になっているとの指摘もある。

### ◎ 抑止力としての社会的紐帯

前記のとおり、個人の過激化に関する普遍的なパターン等は特段解説されていない。ただし、ある一定の要素は過激化のリスクを抑制する因子であると考えられる。

犯罪学における社会的紐帯理論 (Social Bond Theory) は、「本来人間は逸脱行動（非行や犯罪）を犯しやすいものである」との前提に立ち、社会（地域社会、家庭、学校・職場等）における絆（紐帯）が各個人の逸脱行動を防いでいる（換言すれば、社会的絆が弱まり孤立した者が逸脱行為に走ってしまう）とする。テロ攻撃実行の意図の発生に関しても、こうした見方が応用可能と考えられる。すなわち、社会に対する不満等を抱き過激主義思想との接触がある者であっても、家庭、職場、学校、地域社会等における社会的紐帯が強い者は、過激化に対する抑止力が働くと考えられる。逆に、こうした社会的紐帯が弱く、家庭、職場、学校、地域社会等において社会的孤立に直面している者は過激化が進み、テロ実行に加担する可能性が高いと考えられる (Martin (2019), pp. 44–59)。最近のローセル等の研究は、各国における過激化に関する先行研究のメタアナリシスに基づき、こうした見方の有効性の検証を行っている (Lösel et al. (2018))。

### 3 (3) 攻撃の標的にに関する要因、攻撃が実行される現場空間に関する要因

「攻撃の標的にに関する要因」と「攻撃が実行される現場空間に関する要因」はしばしば「攻撃の機会」として一体的に論じられる場合も少なくない。特に、

---

<sup>13)</sup> ただし、過激主義思想に感化された者が全て実際にテロ攻撃の実行に加担する訳ではない。「思想面での過激化」と更に深化した「実行に至る過激化」は区別して分析すべきとの指摘もある (McCauley et al. (2017))。

標的が物理的な施設等である場合（例えば、軍事施設、政府関連庁舎、要人の滞在施設、重要インフラ施設、イベント会場等）にはそうした傾向が強いと考えられる。こうした「攻撃の機会」に関する要因としては、例えば、個人の防犯意識、現場空間の抑止力、治安機関等の能力、地域社会の抑止力等が考えられる。

### ◎ 個人の防犯意識

潜在的なテロ攻撃の標的が特定の個人等である場合、当該個人等が攻撃のリスクの高い場所等への接近を意識的に控えるか否かにより、テロ発生の可能性は変化すると考えられる。同様に、テロの標的ではない個人の場合も、攻撃リスクの高い場所等への接近を控えるか否かにより、テロに巻き込まれる可能性が変化すると考えられる。

### ◎ 現場空間の抑止力

現場空間の抑止力とは、「攻撃の発生が想定される現場の空間が、テロを実行する側の視点から見て、どの程度攻撃を実行し難い状況にあるかの評価」を意味する。主に、当該現場空間あるいは攻撃の物理的な標的である施設等における各種のセキュリティ措置に基づいて総合的に評価し得ると考えられる（例えば施設への出入りの制限、警備要員の配置、防犯カメラの設置等）。

こうした考え方の背景には、「犯罪を予防するためには、潜在的な犯罪者にとって犯行に都合の悪い状況を作り出すことが肝要である」とする環境犯罪学の影響がある。この前提には、前記（3（1））のとおり、「犯罪者は『犯罪から得る利益（ベネフィット）を最大にすること』と『犯罪が失敗した時の損失（コスト）を最小にすること』を考慮し、犯罪の有無、方法、場所等を合理的に選択している」との考え方（合理的選択理論）がある。各種の先行研究は、テロリストの標的の選択に関しても、こうした環境犯罪学の知見が一定程度応用し得る旨を検証している（Marchment et al. (2019)、Gill et al. (2018)）。

### ◎ 治安機関等の能力

治安機関等の能力（あるいは対抗力）とは、文字通り、「攻撃の発生が想定さ

れる現場におけるテロ対策を担当している警察、インテリジェンス機関等のテロ対策能力に関する評価」を意味する。客観的な評価は必ずしも容易ではないが、例えば、当該機関の持つマンパワー（対人口比での警察官の人数等）、付与されている権限や武器、練度や士気（犯罪発生件数や検挙率等の治安に関する各種の指標、過去の重要イベント等におけるテロ対策の実績、清廉度に関する指標等）等に基づいて総合的に評価し得ると考えられる。

### ◎ 地域社会の抑止力

地域社会の抑止力とは、「当該地域社会の持つ社会関係資本（social capital）や集合的効力（collective efficacy）等が犯罪の抑止に及ぼす効果に関する評価」を意味する。社会関係資本とは、例えば「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、信頼、（互酬性）規範、ネットワークといった社会組織の特徴」と定義される（高木等（2010）、p. 36）。また、集合的効力とは、例えば「共通善のために介入しようという意思と結びつけられる近隣住民間の社会的凝集性」と定義される（山内等（2015）、p. 2）。これらはいずれも、一般に「地域力」、「地域の問題解決力」、さらには「ご近所力」等と称される概念に近いと考えられる。先行研究によれば、地域のインフォーマルなネットワーク等は犯罪抑止に一定の効果があり、そうした傾向は我が国にも当てはまる旨が検証されている（小俣等（2011），pp.157-160）。<sup>14)</sup>

## 4 どのようにしてテロの発生を防止するか？

### 4 (1) 総論

本章においては、2.で概観したテロの発生要因の分析枠組みに基づき、テロ対策の方策の整理を行う。前記のとおり、テロの発生には様々な要素が複合的

---

<sup>14)</sup> 社会関係資本や集合的効力が地域の犯罪抑止に及ぼす効果に関する先行研究としては Sampson (2004) 等の他、我が国のものとしては山内 (2015)、島田 (2010)、高木等 (2010) 等がある。

に関連していると考えられる。すなわち、何らかの一つの要素を普遍的なテロの発生要因と結論付けることは非常に困難である。したがって、テロ対策に関する限り、普遍的に唯一絶対と言えるテロ対策を特定するは非常に困難である。個別具体的な事例に応じて、様々なレベルにおける複数の諸対策をそれぞれの長所・短所を踏まえた上で検討・実施する必要があると考えられる。

以下では、攻撃を実行する側に関する要因、攻撃の標的に関する要因、攻撃が実行される現場空間に関する要因、のそれぞれにおけるテロ対策及びその課題を概観する。

#### 4 (2) 攻撃を実行する側の要因に係る対策

##### 4 (2) (イ) 攻撃実行の能力

テロ組織あるいはテロリストの攻撃実行能力を削減するための方策は、「武力的な施策」と「非武力的な施策」に大別し得る。

##### 4 (2) (イ) (a) 武力的な施策

関係国政府が、軍による武力攻撃等によってテロ組織の攻撃能力の低減を図る場合がある。例えば、2001年の911テロ事件後の米国によるアフガニスタンのタリバン等に対する武力攻撃、2014年以降のイラク・シリアの ISIS に対する米国等「有志連合」による武力攻撃等があげられる。地上軍の派遣等を含む比較的長期間に及ぶ作戦もあれば（例えば、米国のアフガニスタン戦争）、地上軍を派遣せず一時的な空爆等のみによる攻撃など比較的短期的な作戦の場合もある。

こうした米国等によるアル・カイダ、ISIS 等を対象とした武力行使は基本的には当該作戦実施国の国外における攻撃作戦である。こうした米国によるテロ対策を目的とした対外武力攻撃は、アフガニスタン、シリア、イラクの他、イエメン、ソマリア等においても実施されている。他方、政府による武力行使が当該国の国内のテロ組織に対して実行される場合もある。2017年のフィリピンにおけるマラウイ事案（同国内の ISIS 系勢力が南部ミンダナオ島のマラウイ

市の一部を約半年間にわたり占拠した事案）における同国政府の対応はその一例である。

こうした武力攻撃等が、軍ではなく、インテリジェンス機関等による準軍事作戦（paramilitary operation）や秘密工作活動（covert action）として実行される場合もある。例としては、近年、米国が中東、アフリカ諸国等において CIA の無人攻撃機（ドローン攻撃）等によって現地のテロ組織に対して行っている攻撃等があげられる。

## ◎ 課題

こうした武力に基づくテロ対策は、少なくとも短期的にはテロ組織の勢力・能力をある程度削減する効果を持つ場合があり得る。しかし、911事件後の米国等によるアフガニスタン、イラク等における武力攻撃（「テロとの闘い（Global War on Terror）」）の例でもみられるように、こうした施策によってテロ組織を完全に消滅させることは必ずしも容易ではない。米国によるオサマ・ビン・ラディン殺害（2011年5月）の後もアル・カイダは存続しテロ活動を継続している。むしろ、武力攻撃の結果として現地社会の混乱が継続・深化し、それが現地社会における更なる不満を惹起する可能性もある（Rogers (2016)）。

インテリジェンス機関等による準軍事作戦や秘密工作活動は、軍を利用する軍事的・政治的リスクの回避やコスト削減の点から一定のメリットがあると考えられる。他方で、この種の活動は軍の活動に比較して議会等による民主的統制が及び難く、人道上・倫理上の問題を惹起する可能性が高いという課題が指摘されている。例えば、911事件後に CIA が実施していたテロ容疑者に対する「水責め」等の取り調べ（interrogation）や第三国への移送（rendition）プログラム等の諸活動に関しては、その適法性が問題視されている（Raphael et al. (2016)）。

## 4 (2) (イ) (b) 非武力的な施策

### ◎ テロ組織等との交渉

関係国政府が、武力行使等ではなく、テロ組織、テロ支援国家等との間で交

渉等を行うことにより、当該テロ組織の攻撃実行能力の低減を図る場合がある（同時に動機の低減につながっているとも言い得る）。こうした交渉は、対外的に実施される例もあれば、国内のテロ組織等との間で実施される場合もある。テロ支援国家との交渉の例としては、米国とリビアのカダフィ政権との交渉（2011年）等があげられる。国外のテロ組織との交渉の例としては、米国とアフガニスタンのタリバンとの和平交渉（2019年）等がある。政府と国内のテロ組織との交渉の例としては、フィリピン政府とモロ民族解放戦線（MNLF）との交渉（1996年に和平合意）、英国政府とアイルランド共和軍（IRA）との交渉（1998年にベルファスト合意）等がある。

なお、人質テロ事案等の解決に向けた交渉の結果、政府側が見返りとして身代金の支払い、収監中のテロ組織メンバーの解放等の譲歩を行う場合もある（例：1977年の日本赤軍による日航機ハイジャック事件等）。

#### ◎ テロ実行能力を抑制する仕組み作り

テロ対策に関連し、国際的あるいは国内の各種の仕組み作りがなされる場合がある。

国際的な取組みとしては、テロ組織の攻撃実行能力の低減を目指す条約・協定等が関係国あるいは国連の主導等により策定される例がある。例えば、核テロリズム防止条約（2005年4月に国連総会で採択）<sup>15)</sup>、爆弾テロ防止条約（1997年12月に国連総会で採択）<sup>16)</sup>、テロ資金供与防止条約（1997年12月に国連総会で採択）<sup>17)</sup>等は、テロリストによる危険物質の入手、資金の調達等を困難化することを目的とするものである。マネーロンダリングに関する各国間の協力枠組

---

15) 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（International Convention for the Suppression of Acts of Nuclear Terrorism）。

16) テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約（International Convention for the Suppression of Terrorist Bombings）。

17) テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism）。

みである金融活動業部会（FATF: Financial Action Task Force on Money Laundering）も、国際的なテロ資金対策の仕組みとして活用されている。

関係国の国内における各種の立法措置等に基づき、テロ行為やその準備行為等の規制あるいは厳罰化、銃器・爆発物等の入手・所持等の規制、テロとの関連の疑いのある金融取引の規制、テロ対策を担当する治安機関（インテリジェンス機関、法執行機関等）の権限強化等の措置が図られる場合がある。さらに、テロ対策の強化を目的として、当該業務を担当する新たな組織が創設される場合もある。例えば、米国では、911事件後のいわゆる「愛国者法（The USA PATRIOT Act）」の制定により、関連する治安機関の各種の権限の強化がなされた。さらに、テロ対策に携わる新たな組織として国家テロ対策センター（NCTC）、国土安全保障省（DHS）等が新設された。

## ◎ 課題

テロ組織との交渉は、前記のとおり一定の成果をあげた例もある。しかし、交渉に不満を持つテロ組織内の分派が活動を継続する場合もあるなど、必ずしもテロを完全に停止させ得るとは限らない（例えば、IRA から分離した「真のアイルランド共和軍（Real IRA）」等）。また、交渉の結果として身代金の支払い等テロ組織側の要求に譲歩する場合は、却って当該テロ組織及び他のテロ組織に当該戦術の有効性に対する自信を深めさせてしまう可能性がある。

条約の策定等各種の国際的な枠組み作りは、国際社会に対するメッセージとしては一定のメリットはあると考えられる。しかし、関係国の協力の度合いによっては十分な実効性の確保が困難となる場合もある。

国内の治安機関の権限強化等は、取締り等において一定の効果を収める場合も少なくない。しかし同時に、権限強化が行き過ぎる場合には人権侵害等の問題を惹起する可能性もある。米国では、911事件後の愛国者法に基づき国家安全保障局（NSA）が実施していた通信記録収集プログラムに関し、その適法性が問題視された。

#### 4 (2) (口) 攻撃実行の意図

##### 4 (2) (口) (a) 社会レベル

前記のとおり、「テロ実行の意図」が醸成される背景には、社会的な差別、格差等に基づく不満が存在する場合が多いとみられる。したがって、社会的な差別、格差等に対処しこれらに関連する不満の低減を図る施策はテロ対策に一定の効果を有すると考えられる (Sandler (2018), pp. 81-82)。

例えば、1950年代後半よりスペイン及びフランスのバスク地方の分離独立等を標榜しテロ活動を行っていた「バスク祖国と自由 (ETA)」は、2010年に永久の停戦を発表し、2018年4月には組織の解散と一切の政治的活動の停止を発表した。背景には、スペイン及びフランス政府当局による取り締まりはもとより、1970年代後半以降のスペインの民主化に伴うバスク地方への自治権付与等の政策により、ETAのテロ活動等に対する草の根レベルの支持が低下したことがあるとの指摘もある (Martin (2019), p. 220)。

##### ◎ 課題

こうした社会レベルでの矛盾の解消に向けた施策は、他の施策と異なり、テロの根本的な解決に迫り得るものと考えられる。他方で、一定の成果が得られるまでに長期間を要し、結果として必ずしも十分な成果を達成し得ない可能性もあり得る。さらに、仮に一定の成果が上がったとしても、同時に実施された他の施策と分離した効果検証も容易ではないと考えられる。

##### 4 (2) (口) (b) 個人レベル

##### ◎ 過激主義思想への接触機会の抑止

前記 (3(2)(口)(b)) のとおり、各個人が過激化する前提として、過激主義思想への接触が大きな役割を果たしていると考えられる。したがって、過激主義思想への接触機会を低減することは、テロ対策上の一定の効果があると考えられる。

前記のとおり、イスラム過激主義思想の場合、各地のイスラム関連の教育機関がこうした思想への接触の機会となっている場合が有るとみられる。した

がって、こうした機関の教育内容等に対する政府機関による一定の規制が行われている例もある。<sup>18)</sup> また、イスラム過激主義思想はもとより白人至上主義等の極右主義思想の場合、インターネット、SNS 等が、こうした思想への接触の機会となっているとみられる。こうしたことから、近年、幾つかの関係国においては、オンライン空間上におけるこうした過激思想の拡散を防止する試みが実施されている。<sup>19)</sup> ツイッター等のプロバイダー企業も、過激主義思想に関連するアカウント等の削除を行う等の努力を行っている<sup>20)</sup> なお、これらの諸施策は、テロ組織によるオンライン空間を利用した広報や人材リクルートを阻止するという意味で、テロ実行能力の低減に資する施策の一面もあると考えられる。

## ◎ 抑止力としての社会的紐帯の強化

前記（3（2）（ロ）（b））の犯罪学における社会的紐帯理論は、「本来人間は逸脱行動（非行や犯罪）を犯し易いものである」との前提に立ち、社会（地域社会、家庭、学校・職場等）における絆（紐帯）が各個人の逸脱行動を防いでいる（換言すれば、社会的絆が弱まり孤立した者が逸脱行為に走ってしまう）とする。<sup>21)</sup> したがって、こうした地域社会における社会的紐帯の強化は個人の犯罪への関与の抑止に資すると考えられる。いわゆる「コミュニティ・ポリシング」<sup>22)</sup>の考え方に基づく犯罪抑止策の背景にはこうした社会的紐帯の考え方があると考えられる。

---

<sup>18)</sup> *The BBC*, November 21, 2014, “Radicalisation risk at six Muslim private schools, says Ofsted.”; *The Conversation*, May 17, 2018, “Countering the rise of radicalism in private Islamic schools in Indonesia.”; *Star*, November 12, 2019, “State to regulate madrassas in efforts against radicalization – Supreme Council of Kenya Muslims rejects the idea that extremist teaching happens in madrassas.”

<sup>19)</sup> Euronews, November 26, 2019, “European police attack Islamic State's online presence” (<https://www.euronews.com/2019/11/26/european-police-attack-islamic-states-online-presence>)

<sup>20)</sup> American Military News, November 5, 2019, “Twitter bans accounts linked to Hamas, Hezbollah terrorist groups.”

こうした考え方に基づき、テロ対策の面においても近年欧米諸国等において、主にイスラムコ・ミュニティを対象とした、学校、地域社会、青少年サークル等を通じた各種の働き掛け施策（例えば、スポーツイベント等各種の余暇イベントの提供等）が実施されている（Lindekilde (2016), pp. 255–256）。

## ◎ 脱過激化（再犯防止）策

テロ行為等に関連して検挙された者の再犯防止のための施策も重要である。例えば、イスラム過激派関連の検挙者の多い国においては、こうした受刑者等に対する脱過激化(de-radicalization)教育等が実施されている例も少なくない。欧米の他、イスラム教徒の多い中東のサウジアラビア、南アジアのバングラデシュ、東南アジアのインドネシアやマレーシア等においても同様の施策が実施されている。

---

21) 社会的紐帯理論（社会統制理論）では、「犯罪・非行や逸脱行為は、個人と社会を結びつけている『社会的絆(social bond)』の弱体化によって発生する」とされる。こうした「社会的絆(社会への個人の結び付き)」には、①愛着(attachment)の絆、②関与(commitment)の絆、③巻き込み(invovement)の絆、④規範意識(belief)の絆、の4種類があるとされる。第一の「愛着の絆」とは、家族や身近な仲間等への愛着を指す。すなわち「家族や仲間に迷惑をかけたくない」という心情が犯罪・非行や逸脱行為に対する抑止力になると考えられる。第二の「関与の絆」とは、「価値や行為目標への功利的なつながり」あるいは「それまで行ってきたことや投資してきたことを失うことへの恐れや思い入れ」を指す。すなわち「犯罪・非行や逸脱行為にともなう利益損失を比較考量したうえで、それまでの生活で得たものを失うことを恐れる心情」が犯罪・非行や逸脱行為に対する抑止力になるとと考えられる。第三の「巻き込みの絆」とは、いわゆる「小人閑居して不善を為す」という状況を指す。すなわち「仕事や学業等の合法的な活動に没頭し、犯罪・非行や逸脱行為に陥る時間の無いような状況」が犯罪・非行や逸脱行為に対する抑止力になるとと考えられる。第四の「規範意識の絆」とは、「社会ルールに従わなければならない」という規範意識を指す。すなわち、ある犯罪や逸脱行為に対する罪の意識が強い場合、そうした意識が当該犯罪・非行や逸脱行為に対する抑制力になると考えられる（小林 (2013), pp. 8-9; 藤本 (2003), pp. 267-294; 漢川 (1998), pp. 111-113）。

22) コミュニティ・ポリシングとは、「法執行活動だけではなく、住民の参加、協力を求めつつ、住民と一体となった警察活動を行おうとするもの」とされる（『平成6年版 警察白書』）。

## ◎ 課題

過激主義思想の拡散の防止を目的としたイスラム教関連の教育機関やネット空間に対する規制に関しては、それぞれ思想信教の自由、表現の自由等の権利自由とのバランスの在り方が課題となっている。

社会的紐帶理論に基づく過激化抑止のための諸施策に関しては、欧米諸国等において特定のコミュニティ（例えばイスラム・コミュニティ）あるいは個人に対する働き掛け施策が実行されることにより、却ってそうしたコミュニティや個人に対する偏見等が助長されているとの指摘もある（Lindeskilde (2016), pp. 255–257）。<sup>23)</sup>また、こうした施策は地域社会、企業、個人等のボランティア活動等によって支えられている部分もあり、担い手としての人材、資金の確保等も課題となるとみられる。

脱過激化（再犯防止）プログラムに関しては、各国において必ずしも期待通りの十分な成果が上がらない場合も少ないとみられる他、そもそも効果検証が容易ではない等の課題がある（Horgan & Altier (2012); Horgan & Braddock (2010)）。<sup>24)</sup>

## 4 (3) 攻撃の標的に関する要因、攻撃が実行される現場空間に関する要因に 係る対策

前記（3(3)）の環境犯罪学に基づく「現場空間の抑止力」の強化を図る各種施策は、テロ対策においても一定の成果をあげているとする先行研究もある

---

<sup>23)</sup> 社会的紐帶理論に基づく犯罪抑止に関しては、各種先行研究によって一定の危険因子の抽出はなされている。しかし、具体的な施策の段階においては、コストの割に効果が不明瞭である等の課題が指摘されている（岡本等 (2017), p. 85）。

<sup>24)</sup> 我が国においては、近年はテロ関連事案の検挙者が少ないことから、テロ関連の脱過激化教育等は実施されていない。薬物犯罪、性犯罪等の一部の受刑者に対しては、認知行動療法等に基づく再犯防止プログラムが実施されている。これらのプログラム受講者は、非受講者に比較して再犯率が低下していることが確認されている（岡本等 (2017), p. 113–119）。

(Freilich et al. (2019), pp. 436–439; Marchment et al. (2019); Gill et al. (2018))。対象施設への出入り制限、警備要員の配置、防犯カメラの設置等の他、海空港における水際対策の強化（顔認証システムの導入等）、空港セキュリティの強化（透視スキャナーの導入等）等もこうした施策に含まれると考えられる。<sup>25)</sup>

## ◎ 課題

環境犯罪学に基づく「現場空間の抑止力」の強化は、テロ対策を含む犯罪抑止に一定の効果をあげ得るとの先行研究もある一方、効果は限定的との見方もある（小俣（2011），pp. 161–180）。<sup>26)</sup>また、こうした施策は「リスクを別の場所に移転しているに過ぎず、本質的な解決にはなっていない」、「いわゆる『監視社会化』を助長しかねない」等の批判的な指摘もある（Freilich et al. (2019), pp. 436–439）。テロ対策目的の防犯カメラの設置に関しても、財政負担及び権利自由の侵害リスク等のコストに比較し、効果は限定的であるとの指摘もある（Greenberg et al. (2018), pp. 233–239）。

---

25) 環境犯罪学では、犯罪を予防するために「潜在的な犯罪者にとって、犯行に都合の悪い状況」を作り出すことが検討される。こうした環境整備には、ハード面（道路や建物等の物理的な環境の整備）とソフト面（人々の団結心や警戒心等の心理的な環境の整備）の双方が含まれる（大谷（2009）、314頁）。ハード面の環境整備の例としては、「敷地の周囲に塀、柵、フェンス等を設けたり、門に施錠することによって『区画性』を明示すること」、「植え込みの配置を工夫したり、防犯カメラや街灯を設置するなどして、見通しのきかない場所をなくすこと（『視認性』の確保）」等があげられる。また、ソフト面の環境整備の例としては、「入口での身分確認の励行等によって『縄張り意識』を明示すること」、「来訪者への声掛けの励行等によって『当事者意識』を持つこと」、「整理整頓によって『管理者意識』を明示すること」等があげられる。なお、こうした環境整備は、「どのような要素が犯罪を抑止するのか」という観点から、「領域性」、「監視性」、「抵抗性」という三つの観点から整理されることもある。これらの3要素がそれぞれハード面とソフト面の双方を含む（小宮（2005）；小宮（2015）、56–74頁）。

26) 我が国における地域の防犯ボランティア活動等に関しては、担い手となる人材、資金の確保等が課題となっているとの指摘もある（小俣等（2011），pp. 138–148）。

#### 4 (4) その他：テロに対する社会のレジリエンス（強靭性）の強化

本稿ではここまで、「テロ対策の成功」と「テロ事案の発生防止」及び「（テロが発生した際の）人的、物理的、金銭的被害の最小化」がほぼ同義であるとの前提で議論を進めてきた。

前記（2(4)）のとおり、テロの基本的要素には「政治的な動機を持つこと」、「（直接の被害者等のみならず）より多くの聴衆に対する『恐怖の拡散』を狙っていること」があると考えられる。したがって、テロリストの視点から見ると、テロ行為の成否は単純に犠牲者数や被害の金銭換算額等（人的、物理的、金銭的被害等）のみならず、「社会に対してどれだけの恐怖を拡散できたか」、「それによって（政府の施策に影響を与えるなどして）政治的目的を達成し得たか」等によって評価されることとなる。極論すれば、実際にテロ行為を実行しなくとも、「テロが起こるかもしれない」との恐怖が拡散されて政府の施策等に何らかの影響を与えれば、一定の成果があがっていると評価し得る。

これを政府側の視点からみると、テロ対策の成否は、「テロ事案の発生防止」及び「（テロが発生した際の）人的、物理的、金銭的被害の最小化」のみならず、「社会にもたらされる恐怖の最小化」によっても評価されるべきと言い得る。こうした側面に着目した施策は、「テロに対する社会の心理的強靭性（レジリエンス）の強化策」と称することもできる（Bakker (2015), pp. 204-221）。具体的には、平時においては、特定のグループ（宗教、人種、国籍等）に対する誤った偏見の解消等に向けた諸施策が考えられる。また、実際にテロが発生した際には、事案対処等に関する正確な情報公開等による事後パニックの防止に向けた諸施策等が考えられる。後者に関しては、パニックの防止を社会に対して呼び掛ける指導者のメッセージ等が重要となる場合もある。<sup>27)</sup>

---

<sup>27)</sup> 例えば、2005年7月の英国ロンドンにおけるイスラム過激派による爆破テロ事案の直後のリビングストン・ロンドン市長の演説（同年7月8日）、2019年3月のニュージーランド・クライストチャーチにおけるモスク襲撃テロの後のアーダーン首相の議会演説（同年3月19日）等。

## 5 終わりに

本稿では、テロ対策をめぐる様々な学術上の論点を整理し、それらの全体像を俯瞰するための「座標軸」ないし「見取り図」を提供することを試みた。

本稿による整理はあくまで、主に犯罪学上の「原因論と機会論の統合理論」に基づく一つの試みである。したがって、無論のこと、異なった視点に基づく整理も可能であろう。ただし、本稿が示した「見取り図」からも明らかなどおり、テロの発生には様々な要素が複合的に関連しており、何らかの一つの要素を普遍的なテロの発生要因と結論付けることは極めて困難と考えられる。

したがって、テロ対策に関しても、普遍的に唯一絶対と言える施策は存在せず、個別具体的な事例に応じて、上記の各レベルにおける複数の諸対策を検討・実施する必要があると考えられる。さらに、その際には、それぞれの施策の長所・短所及び実効性を冷静に踏まえた上で、適切な施策の包括的な組み合わせを検討する必要がある。

ただし、本稿の中でも再三指摘したとおり、テロ対策関連の施策の中には、その効果の客観的な検証が必ずしも十分に行われていないものも少なくない。こうした点が今後の学術研究上の課題でもある。

## 参考文献

- 大谷實（2009），『刑事政策講義』，培風館。
- 岡本英生，松原英世，岡邊健（2017），『犯罪学リテラシー』，法律文化社。
- 越智啓太（編著）（2019），『テロリズムの心理学』，誠信書房。
- 小俣謙二，島田貴仁（編著）（2011），『犯罪と市民の心理学—犯罪リスクに社会はどうかかわるか』，北大路書房。
- 小林良樹（2019），『犯罪学入門』，慶應義塾大学出版会。
- 小林良樹（2013），「危機状況下における警察官の意識について－なぜ、福島の警察官は原発事故の際にも現場で任務を遂行し続けることができたのか」，

- 『警察学論集』, 66(2), 3-44頁.
- 小宮信夫 (2005), 『犯罪は「この場所」で起こる』, 光文社.
- 小宮信夫 (2015), 『なぜ「あの場所」は犯罪を引き寄せるのか』, 青春出版社.
- 島田貴仁 (2010), 「住民の相互信頼は犯罪を抑制するか--集合的効力感からのアプローチ」, 『青少年問題』, 57 (春季号), 14–19頁.
- 瀬川晃 (1998), 『犯罪学』, 成文堂.
- 高木大資, 辻竜平, 池田謙一 (2010), 「地域コミュニティによる犯罪抑制：地域内の社会関係資本および協力行動に焦点を当てて」, 『社会心理学研究』, 26 (1), 36-45頁.
- 原田隆之 (2015), 『入門 犯罪心理学』, 筑摩書房.
- 藤本哲也 (2003), 『犯罪学原論』, 日本加除出版.
- 山内宏太朗, 渡邊泰洋, 守山正 (2015), 「コミュニティ再生と犯罪統制：集合的効力 (collective efficacy) をめぐって」, 『白百合女子大学研究紀要』, 51, 1-27頁.
- Bakker, E. (2015), *Terrorism and Counterterrorism Studies – Comparing Theory and Practice*, Leiden University Press.
- Bjorgo, T. & Silke A. (2019), “Root Causes of Terrorism,” in Silke, A. (ed.), *Routledge Handbook of Terrorism and Counterterrorism*, pp. 57–65, New York: Routledge.
- Forest, J. F. (2019), *The Terrorism Lectures: A Comprehensive Collection for the Student of Terrorism, Counterterrorism, and National Security (Third Edition)*, Nortia Press.
- Freilich, J. D., Chermak, S. M., & Hsu, H. Y. (2019), “Deterring and Preventing Terrorism,” in Silke, A. (ed.), *Routledge Handbook of Terrorism and Counterterrorism*, pp. 434–443, New York: Routledge.
- Gill, P., Marchment, Z., Corner, E., & Bouhana, N. (2018), “Terrorist Decision Making in the Context of Risk, Attack Planning, and Attack Commission,”

*Studies in Conflict & Terrorism.*

- Greenberg, I., & Lehrke, F. P. (2018), “Is mass surveillance a useful tool in the fight against terrorism?” in Jackson, R., & Pisoiu, D., (eds.), *Contemporary Debates on Terrorism*, pp. 226–240, New York: Routledge.
- Horgan, J. & Altier, M. B. (2012), “The Future of Terrorist De-Radicalization Programs,” *Georgetown Journal of International Affairs*, 13 (2), p.p. 83–90.
- Horgan, J. & Braddock, K. (2010), “Rehabilitating the Terrorists?: Challenges in Assessing the Effectiveness of De-radicalization Programs,” *Terrorism and Political Violence*, 22, p.p. 267–291.
- Hoffman, B. (2017), *Inside Terrorism (Third Edition)*, New York: Columbia University Press.
- Lindekilde, L. (2016), “Radicalization, De-radicalization, and Counter-radicalization,” in Jackson, R. (ed.), *Routledge Handbook of Critical Terrorism Studies*, pp. 248–259, New York: Routledge.
- Lösel, F., King, S., Bender, D., and Jugl, I. (2018), “Protective Factors Against Extremism and Violent Radicalization: A Systematic Review of Research,” *International Journal of Developmental Sciences*, 12(1–2), pp. 89–102.
- Marchment, Z., and Gill, P. (2019), “Modelling the spatial decision making of terrorists: The discrete choice approach,” *Applied Geography*, 104, pp. 21–31.
- Martin, G. (2019), *Essentials of Terrorism – Concepts and Controversies (Fifth Edition)*, SAGE.
- McCauley, C. and Moskalenko, S. (2017), “Understanding political radicalization: The two-pyramids model,” *Am Psychol*, 72(3), pp. 205–216.
- Raphael, S., & Blakeley, R. (2016), “Rendition in the ‘War on Terror,’ ” in Jackson, R. (ed.), *Routledge Handbook of Critical Terrorism Studies*, pp. 181–189, New York: Routledge.
- Rogers, P. (2016), “A Critical Perspective on the Global War on Terror,” in

- Jackson, R. (ed.), *Routledge Handbook of Critical Terrorism Studies*, pp. 225–236, New York: Routledge.
- Ross, J. I. (1993), “Structural Causes of Oppositional Political Terrorism: Towards a Causal Model,” *Journal of Peace Research*, 30(3), pp. 317–329.
- Sampson, A. P., (2004) “Networks and Neighborhoods: The Implications of Connectivity for Thinking about Crime in the Modern City,” in McCarthy, H., Miller, P., and Sidmore, p., (eds.), *Network Logic: Who Governs in an Interconnected World?*, pp. 157–166, London: Demos.
- Sandler, T. (2018), *Terrorism: What Everyone Needs to Know*, Oxford University Press.
- Schmid, A. P. (2012), “The Revised Academic Consensus Definition of Terrorism,” *Perspectives on Terrorism*, 6(2), pp. 158–159.